

令和6(2024)年度 大学の国際化によるソーシャルインパクト創出支援事業 面接審査実施要領

令和6年4月24日

大学の国際化によるソーシャルインパクト創出支援事業プログラム委員会

1. 目的

審査部会（以下「部会」という。）において申請のあったプログラム計画の事業責任者等との質疑応答等を行うことにより、書面審査での不明点等を明らかにし、優れたプログラム計画の選定に資することを目的とする。

2. 出席者と進め方

（1）大学側出席者

- ・ 出席者は、原則としてプログラム計画ごとに代表申請大学の学長または副学長・理事、事業責任者、実施担当者を含む4名以内とする。
- ・ 出席者のうち説明者は、プログラム計画の内容等について責任をもって説明できる者とする。

（2）実施事項と時間配分

事項	所要時間	
事業責任者等からの説明 （部会が事前に示す質問への回答を含むプログラム計画等について）	10分	計40分
質疑応答	20分	
個別審議 （大学側出席者退席後）	10分	

※ 実施事項や時間配分は、実施件数等を踏まえ部会において決定する。

3. 実施後の対応

- （1）部会委員は、書面審査におけるコメント等を踏まえ、プログラム計画ごとに別途定める評価書を作成する。各審査結果は事務局が集計の上取りまとめた後、部会に報告する。
- （2）部会は、書面及び面接審査の結果を踏まえ、合議により優先順位を付した選定候補案を決定する。

4. 出席者への注意事項

- （1）当該面接審査開始時刻の15分前までに指定された方法で参集すること。
- （2）面接審査における使用言語は日本語とする。ただし、出席者に日本語での対応ができない者を含めることは差し支えないこととするが、その場合、質疑応答を円滑に行える環境の確保（他の出席者が通訳する等）に配慮すること。
- （3）面接審査実施時の録音及び録画は禁止する。